

議事要旨(6) 権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理

冒頭、小野委員長より、権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理の審議を行う旨が説明され、その後、小賀坂副委員長、淡河専門研究委員より、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員及びオブザーバーからの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 権利確定条件付き有償新株予約権の評価は、恣意性を排除するため過去の業績を重視した方法を採用しているとのことである。市場価格は将来の業績見通しに連動する部分があることを考慮すると、市場価格と評価額が異なる可能性が高いと考えている。
  - 権利確定条件付き有償新株予約権について、多くの企業で高い応募率となっていることは、権利確定条件付き有償新株予約権を付与された側は割安と感じていることを意味していると考えている。そのため権利確定条件付き有償新株予約権が割安で提供されたことにより、報酬性があると言えるのではないかと考えている。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- どのような場合に報酬性があるかと考えるのかについて、今後検討したい。
- ある委員より、次のコメントがあった。
    - 権利確定条件付き有償新株予約権の付与時点では、評価額で発行されているため報酬性はないと考える。付与時点から達成可能性が高くなった将来の時点までの増額部分を報酬だという考え方ができるのではないかと考えている。
  - ある委員より、次のコメントがあった。
    - 権利確定条件付き有償新株予約権の場合は、報酬とインセンティブの関係が混じっており、その内容をどうとらえるのが大事だと考えている。
  - ある委員より、次のコメントがあった。
    - 権利確定条件が何を意味するのかを考えるべきである。権利確定条件を達成するまでの期間があり、その期間中に新株予約権の価値も増加しているので、その期間をどのように捉えるかも考えるべきである。

以 上